

第4章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、予測することが難しい将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備えるための制度であり、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養である賦課方式を基本とした仕組みで運営されている。賃金や物価の変化を年金額に反映させながら、生涯にわたって年金が支給される制度として設計されており、必要なときに給付を受けることができる保険として機能している。

直近の公的年金制度の適用状況に関しては、被保険者数は全体で6,745万人（2023（令和5）年度末）であり、全人口の約半数にあたる。国民年金の被保険者の種別ごとに見てみると、いわゆるサラリーマンや公務員等である第2号被保険者等^{*1}が4,672万人（2023年度末）と全体の約69%を占めており、自営業者や学生等である第1号被保険者が1,387万人、第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者は686万人（2023年度末）となっている。被保険者数の増減について見てみると、第2号被保険者等は対前年度比54万人増で、近年増加傾向にある一方、第1号被保険者や第3号被保険者はそれぞれ対前年度比18万人、36万人減で、近年減少傾向にある。これらの要因として、後述する被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大や加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。

また、公的年金制度の給付の状況としては、全人口の約3割にあたる3,978万人（2023年度末）が公的年金の受給権を有している。高齢者世帯に関してみれば、その収入の約6割を公的年金等が占めるなど、年金給付が国民の老後生活の基本を支えるものとしての役割を担っていることがわかる。

公的年金制度については、2004（平成16）年の年金制度改革により、中長期的に持続可能な運営を図るための財政フレームワークが導入された。具体的には、基礎年金国庫負担割合の引上げと積立金の活用により保険料の段階的な引上げ幅を極力抑えた上で、保険料の上限を固定し、その保険料収入の範囲内で年金給付をまかなうことができるよう、給付水準について、前年度よりも年金の名目額を下げずに賃金・物価上昇の範囲内で自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入された。

保険料の段階的な引上げについては、国民年金の保険料は2017（平成29）年4月に、厚生年金（第1号厚生年金被保険者）の保険料率は同年9月に、それぞれ完了した。これにより、消費税率の引上げ（5%→8%）による財源を充当した基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げとあわせ、収入面では、公的年金制度の財政フレームは完成をみた。一方、給付面では、マクロ経済スライドについて、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持しつつ、未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する見直しが2016（平成28）年の制度改正で行われた。

2025（令和7）年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が17,510円となっている。一方、同年度の給付水準は、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む「モデル年金額」^{*2}）が月額232,784円、国民年金（1人分の老齢基礎年金（満

*1 国民年金第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上の厚生年金被保険者を含む）。

*2 厚生年金は、平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準である。

額)) が月額69,308円^{*3}となっている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

(1) 令和6（2024）年財政検証と今後の見通し

公的年金制度では、少なくとも5年に一度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」^{*4}を行っている。

令和6（2024）年財政検証では、幅の広い4ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということを幅広く示し、また、一定の制度改革を仮定したオプション試算^{*5}を行うことで、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなどを検証した。

この結果、近年の女性や高齢者の労働参加の進展、積立金の運用が好調であったことにより、前回2019（令和元）年財政検証と比べて将来の給付水準が上昇し、1人当たり成長率をゼロと見込んだケース以外では、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された（図表4-1-1）。また、令和6（2024）年財政検証において初めて実施した年金額の分布推計では、若年世代ほど労働参加の進展により厚生年金の被保険者期間が延伸し、年金額の増加に寄与することが確認された（図表4-1-2、図表4-1-3）。

オプション試算の結果では、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了、標準報酬月額の上限の見直し等といった制度改革を行うことが年金の給付水準を確保する上でプラスの効果を持つことが確認された。

^{*3} 本文は1956（昭和31）年4月2日以後生まれの方の額。1956年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金満額は月額69,108円。年金額改定のルールについての詳細は、「（第1節1（2）2）2025（令和7）年度の年金額改定」を参照のこと。

^{*4} 財政検証については、以下の漫画に詳しい解説がある。
「いっしょに検証！公的年金」：<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/index.html>

^{*5} オプションの内容は以下のとおり。

①被用者保険の更なる適用拡大

②基礎年金の拠出期間延長・給付増額（いわゆる基礎年金の45年化）

③基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（マクロ経済スライドの調整期間の一致）

④在職老齢年金制度の見直し

⑤標準報酬月額の上限の見直し

図表4-1-1

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し（令和6（2024）年財政検証） －幅広い複数ケースの経済前提における見通し－

足下の所得代替率※（2024年度）

61.2% 〔比例：25.0%
基礎：36.2%〕

※公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

所得代替率＝（夫婦2人の基礎年金＋夫の厚生年金）／現役男子の平均手取り収入額

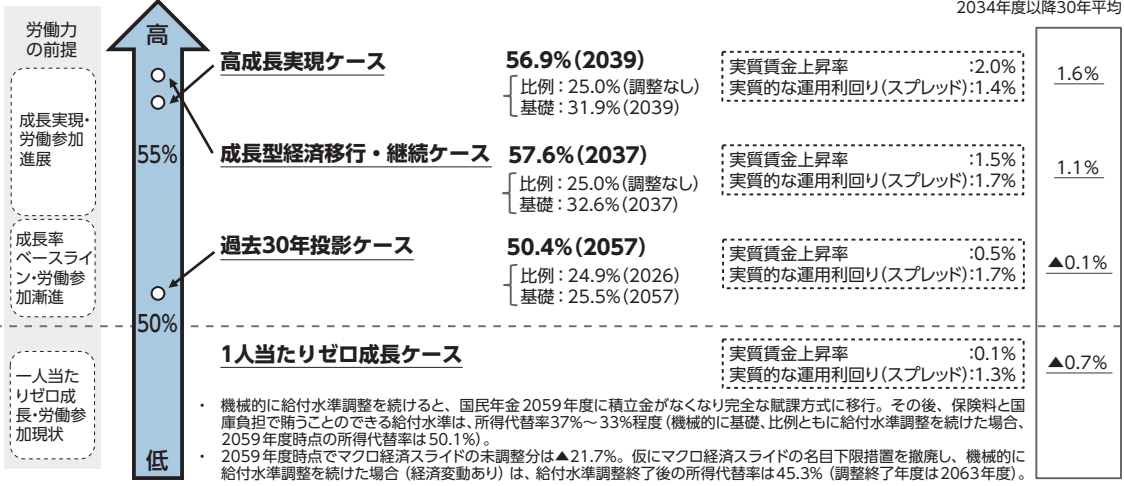
2024年度： 61.2% 13.4万円 9.2万円 37.0万円

注：所得代替率に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

将来の所得代替率

※給付水準調整終了後の所得代替率であり、（ ）内は給付水準の調整終了年度である。

実質経済成長率
2034年度以降30年平均



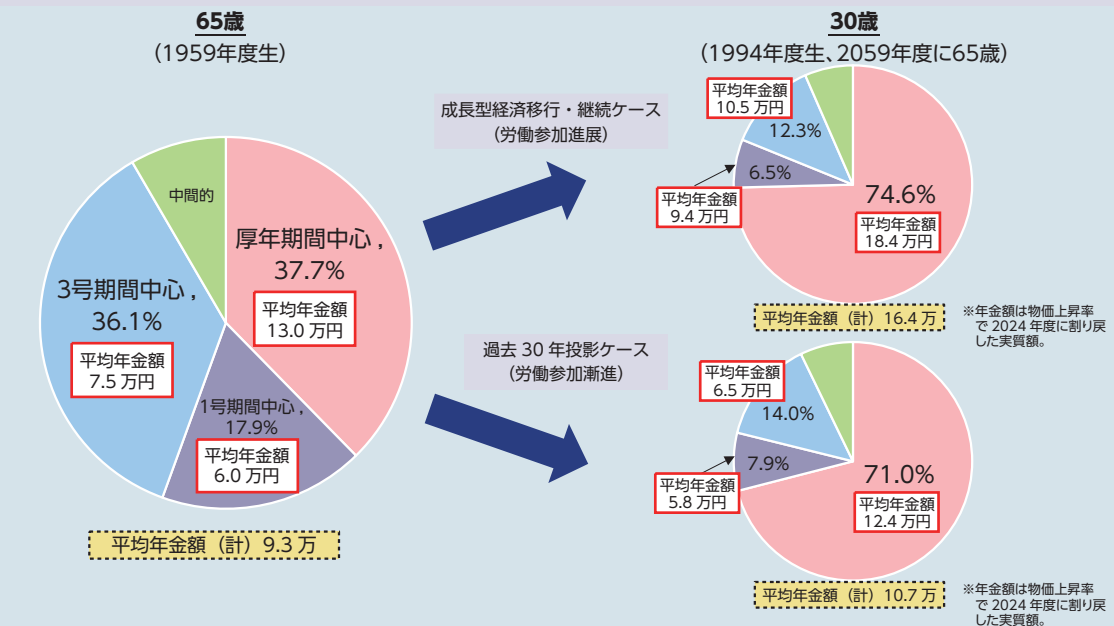
※ 最低賃金が2030年代半ばに1,500円（全国加重平均）となった場合、短時間労働者の厚生年金適用が増加する効果により基礎年金に係る所得代替率はさらに上昇。（高成長実現ケース：+0.4%ポイント、成長型経済移行・継続ケース：+0.4%ポイント、過去30年投影ケース：+0.3%ポイント）

注1：試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

注2：高成長実現ケースの実質経済成長率や実質賃金上昇率は成長型経済移行・継続ケースより高いものの、賃金を上回る実質的な運用利回り（スプレッド）が低いため、所得代替率は成長型経済移行・継続ケースより低くなっている。なお、平成26（2014）年財政検証においても同様の結果が生じている。

図表4-1-2 現役時代の経歴類型の変化（女性）

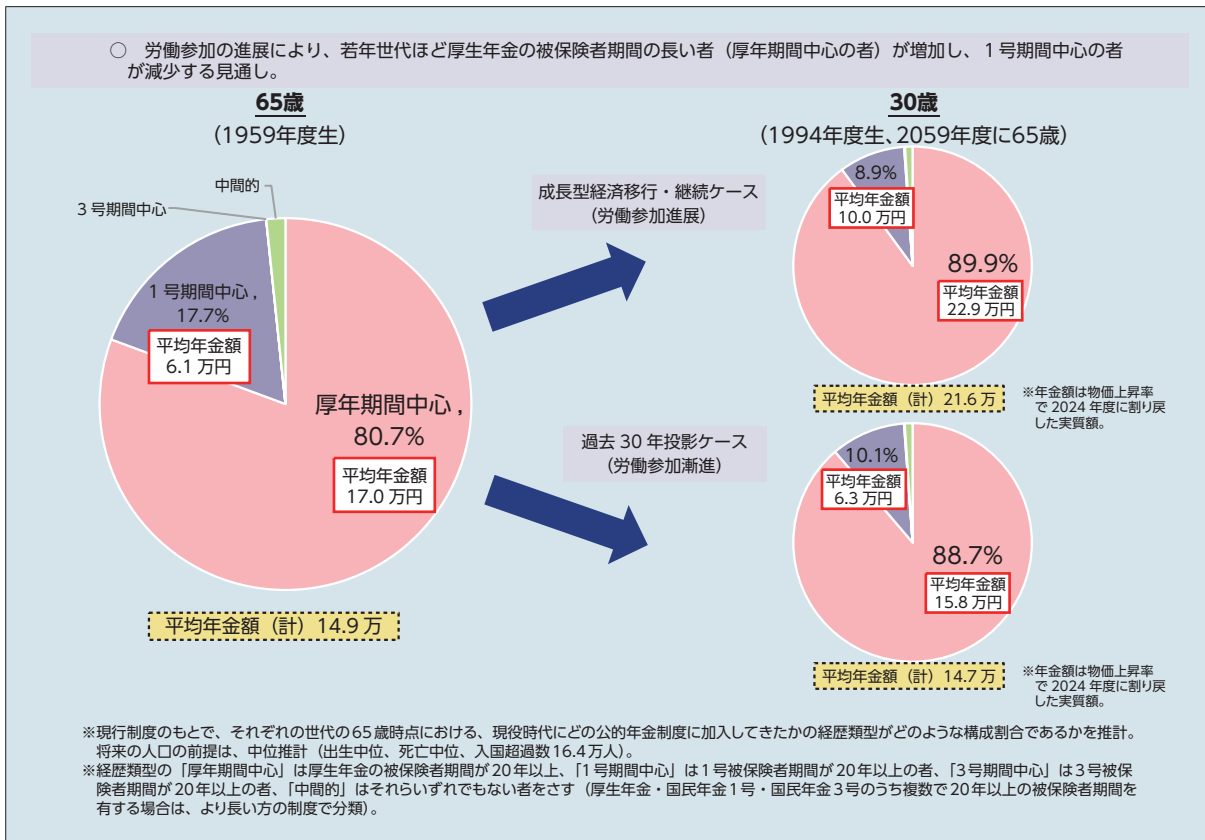
○ 労働参加の進展により、若年世代ほど厚生年金の被保険者期間の長い者（厚年期間中心の者）が増加し、1号期間や3号期間中心の者が減少する見通し。特に女性は、厚生年金に加入しながら働く者の増加による将来の平均年金額の伸びや低年金の減少が大きい。



※現行制度のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

図表4-1-3 現役時代の経歴類型の変化（男性）



(2) 公的年金制度の最近の動向について

1 令和6（2024）年財政検証等を踏まえた社会保障審議会年金部会における議論・関連法案の提出

社会保障審議会年金部会では、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号。以下「令和2年年金改正法」という。）に規定された検討課題や、令和6（2024）年財政検証の結果、制度改革を実施した場合を仮定して行ったオプション試算の結果等を踏まえ、平均寿命・健康寿命の延伸や家族構成・ライフスタイルの多様化、女性・高齢者の就業拡大、今後見込まれる最低賃金の上昇・持続的な賃上げという社会経済の変化に対応する観点から取り組むべき課題、年金制度が有する所得保障機能の強化の観点から取り組むべき課題への対応を大きな2つの柱として、次期年金制度改革に向けた具体的な見直しの方向性について検討を行い、2024（令和6）年12月25日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を取りまとめた。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」等を踏まえ、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ等を盛り込んだ「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（以下「令和7年年金改正法案」という。）を第217回通常国会に提出した。

①被用者保険の適用拡大等

経済財政運営と改革の基本方針2024では、勤労者皆保険の実現のため、企業規模要件の撤廃を始め短時間労働者への被用者保険の適用拡大の徹底、常時5人以上を使用する個

人事業所の非適用業種の解消等について結論を得ることとされている。

また、全世代型社会保障構築会議においても、国民の価値観やライフスタイル、働き方の多様化が進む中で、格差の固定化や貧困の防止を図り、社会の分断を防ぐ観点からも、働き方、雇い方に中立的な社会保障制度の構築が求められてきた。

このことから、2024年2月より、「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」（保険局長及び年金局長が開催）において、適用拡大に伴う関連データや動向の検証、関係者からのヒアリング等による実態把握、更なる適用拡大に伴う諸課題の分析・整理が行われ、2024年7月3日に議論の取りまとめが行われた。

また、令和6（2024）年財政検証においては、被用者保険の更なる適用拡大に係るオプション試算を実施し、適用拡大の対象者の規模が大きいほど所得代替率や基礎年金の水准确保に効果が大きいことを確認した。

これらを踏まえ令和7年年金改正法案には、短時間労働者の被用者保険の適用要件のうち、「当分の間」の経過措置として設けられた企業規模要件については、労働者の勤め先や働き方、企業の雇い方に中立的な制度を構築する観点から、企業規模に応じて十分な準備期間を設けた上で撤廃する内容や、賃金要件については、本要件が就業調整の基準（いわゆる「106万円の壁」）として意識されていることや、最低賃金の引上げに伴い労働時間要件を満たせば賃金要件を満たす地域や事業所が増加していることを踏まえ撤廃する内容を盛り込んだ。また、労働者の勤め先等に中立的な制度を構築する観点等から、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消する内容を盛り込んだ。

その上で、「社会保障審議会年金部会における議論の整理」において、適用拡大を進める場合、対象となる事業所においては、適用手続や日々の労務管理等、事務負担が増加するとともに、新たな保険料発生に伴い経営への影響があると懸念されることから、円滑な適用を進められる環境整備のため、準備期間の十分な確保、事業主や労働者への積極的な周知・広報、事務手続きや経営に関する支援に総合的に取り組むことが必要であるとされた。

②在職老齢年金制度の見直し

高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、一定の賃金のある老齢厚生年金受給権者を対象とした在職老齢年金制度について、令和7年年金改正法案に、支給停止の基準額を引き上げる内容を盛り込んだ。

③遺族年金の見直し

就業率や賃金格差の男女差の縮小という社会経済の変化に合うものとし、男女を問わず遺族厚生年金を受給しやすくする仕組みとするため、令和7年年金改正法案に、段階的に、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とする内容と、60歳未満の男性を新たに支給対象とし、また、これに伴う配慮措置として、所得状況・障害状況に応じた5年経過後の給付継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止等を行う内容を盛り込んだ。

また、子に支給する遺族基礎年金について、離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境の変化を踏まえ、配偶者に遺族基礎年金の受給権が発生しない場合において子の生活の安定を

図る遺族基礎年金の目的を達成するため、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す内容を令和7年年金改正法案に盛り込んだ。

④厚生年金保険等の標準報酬月額の上限引上げ

標準報酬月額上限該当者は、負担能力に対して相対的に軽い保険料負担となっており、今後、賃上げが継続すると見込まれる中で、保険料と保険給付額の算定の基礎となる標準報酬月額の上限に該当する者について負担能力に応じた負担とそれに応じた給付を実現しつつ、厚生年金制度の財政の改善により、低年金者を含む全体の給付水準の底上げを図るため、標準報酬月額の上限を引き上げる内容を令和7年年金改正法案に盛り込んだ。

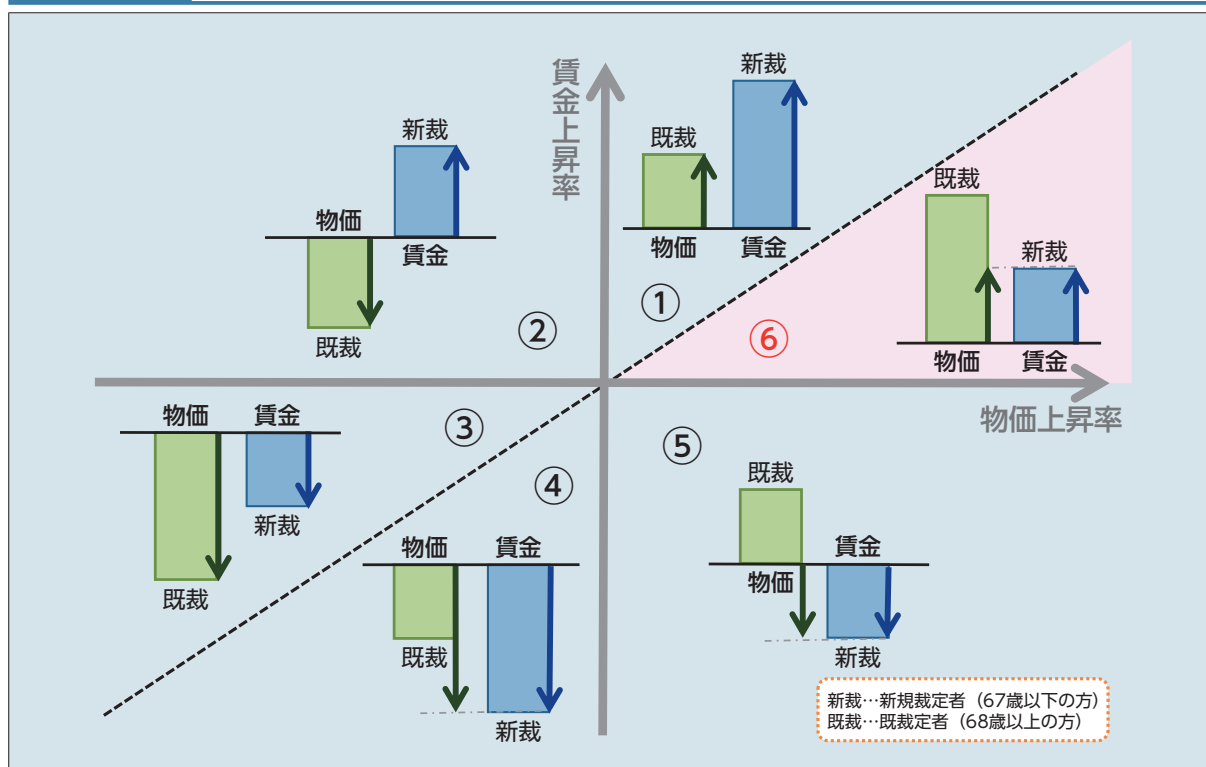
2 2025（令和7）年度の年金額改定

年金額は、物価変動率^{*6}や名目手取り賃金変動率^{*7}に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっている。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。このため、2025年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いて改定することとなった（図表4-1-4）。

また、2025年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われる。

よって、2025年度の年金額の改定率は、1.9%となった（図表4-1-5）。

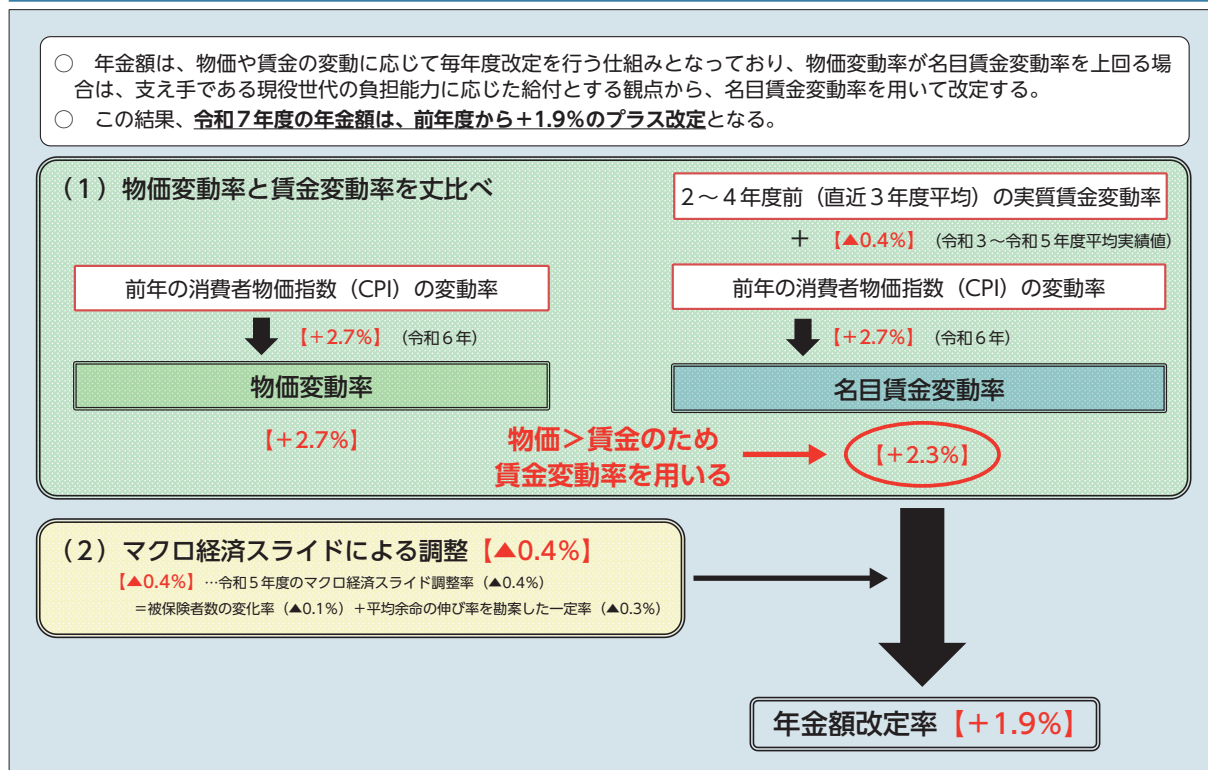
図表4-1-4 年金額の改定（スライド）のルール



*6 前年の物価変動率。

*7 2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じて得た率。

図表 4-1-5 令和7年度の年金額の改定について



(3) 年金生活者支援給付金について

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中で、年金を含めても所得が低い方々を支援するため、月額5,000円を基準とし、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金制度」が、2019（令和元）年10月より施行された。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げた財源を基に支給されている（2025（令和7）年度の支給基準額は、月額5,450円）。

(4) 年金積立金の管理・運用

1 年金積立金の管理・運用の概要

年金積立金の運用は、「積立金が、被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、もっぱら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行う」ことが法律で定められている。

令和6（2024）年財政検証及び年金積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、長期の実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたもの）1.9%を運用目標とし、厚生労働大臣が定めた年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）の中期目標において、「長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.9%を最低限のリスクで確保すること」とされている。これを受けて、GPIFにおいて、リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産への分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、市場に与える影響に留意しつつ、年金積立金の管理・運用を行っている。

2 年金積立金の管理・運用の考え方

年金積立金は、ただちに取り崩す必要がない資金であるため、市場の一時的な変動に過度にとらわれる必要はなく、様々な資産を長期にわたって保有する「長期運用」により、安定的な収益の獲得を目指している。長期的な運用においては、短期的な市場の動向により資産構成割合を変更するよりも、基本となる資産構成割合（基本ポートフォリオ）を決めて長期間維持していく方が、効率的で良い結果をもたらすとされている。GPIFでは、基本ポートフォリオに基づいて運用を行っており、実際の運用における資産構成割合が基本ポートフォリオからかい離した場合には適時適切に資産の入替え等（リバランス）を行っている。

株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合、債券よりも高い収益が期待できることから、株式を適切に組み入れて運用することで、最低限のリスクで年金財政上必要な利回りを確保することを目指している。また、国内だけでなく、外国の様々な種類の資産に分散して投資することで、収益獲得の機会を増やし、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産分散の効果により、大きな損失が発生する可能性を抑える運用を行っている。

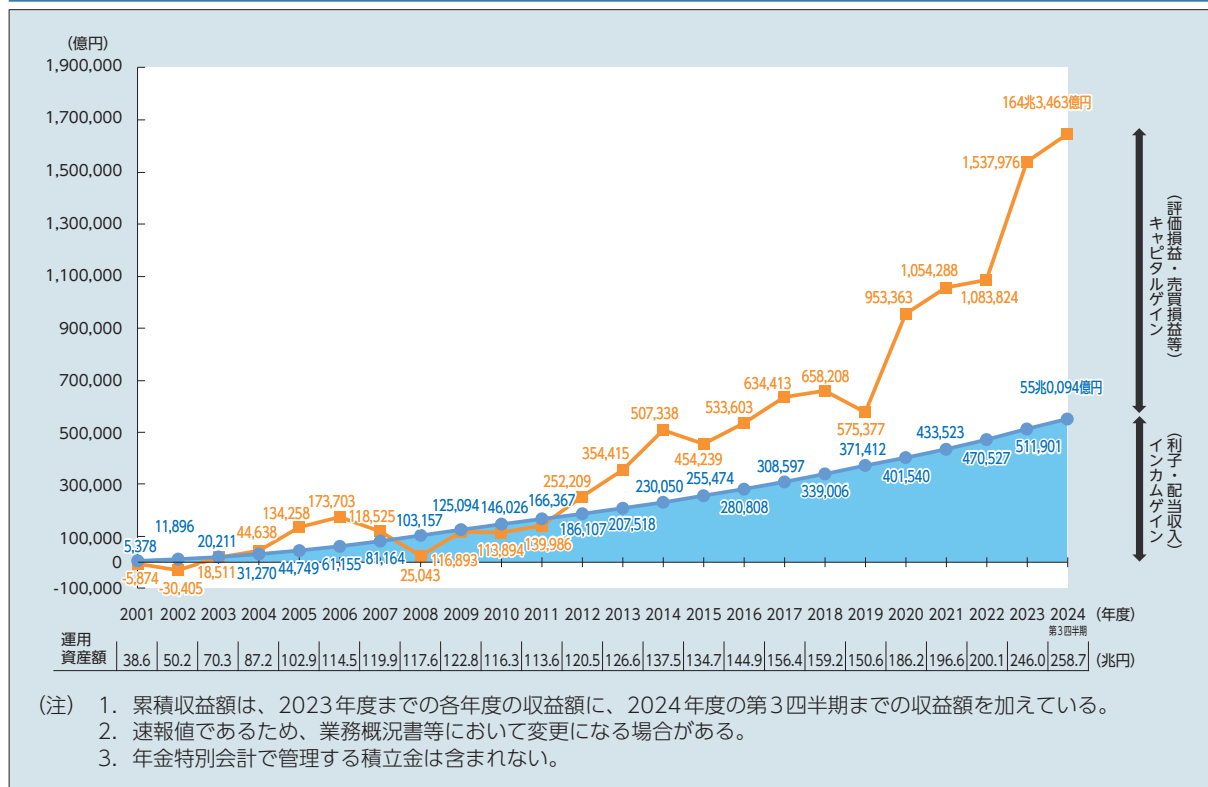
GPIFが重視しているリスクは、「市場の一時的な変動による短期的なリターンの変動（ブレ幅）」ではなく、「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないこと」であり、GPIFは、短期的なリターンの変動にも配慮しながら、長期的な収益が得られないリスクを抑えることを重視した運用を行っている。

3 年金積立金の運用状況

GPIFの2023（令和5）年度の運用状況は、内外株式市場の大幅な上昇や円安等により、収益率＋22.67％（年率）、収益額＋45兆4,153億円（年間）、運用資産額245兆9,815億円（2023年度末時点）となり、自主運用を開始した2001（平成13）年度から2023年度までの累積では、収益率＋4.36％（年率）、収益額＋153兆7,976億円（うち利子・配当収入のインカムゲインは51兆1,901億円）となっている（図表4-1-6）。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りは、2001年度以降の23年間の平均で4.33％となり、運用目標（2015（平成27）年度から2024（令和6）年度まで実質的な運用利回り＋1.7％）を上回っている。

なお、GPIFの2024年度第1四半期から第3四半期までの運用状況（速報）は、外国株式の価格上昇や円安の進行等から、収益率は＋4.26％（期間収益率）、収益額は＋10兆5,487億円（2024年4～12月）、2024年度第3四半期末時点の運用資産額は258兆6,936億円となっており、自主運用を開始した2001年度から2024年度第3四半期までの累積では、収益率は＋4.40％（年率）、収益額は164兆3,463億円（うち利子・配当収入は55兆94億円）となっている。

図表 4-1-6 年金積立金の運用実績（2001年度（自主運用開始）以降）



2 企業年金・個人年金制度の最近の動向について

(1) 企業年金・個人年金制度の役割

企業年金・個人年金制度は、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度であり、公的年金に上乗せして加入するものである。多様化する国民の老後生活に対するニーズに対応しつつ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためには、老後生活の基本を支える公的年金に加え、企業年金・個人年金の充実が重要である。

これらを踏まえ、企業年金・個人年金の更なる普及を図るため、より利用しやすい確定拠出年金（DC）制度や確定給付企業年金（DB）制度の整備に向けた取組みを進めている。

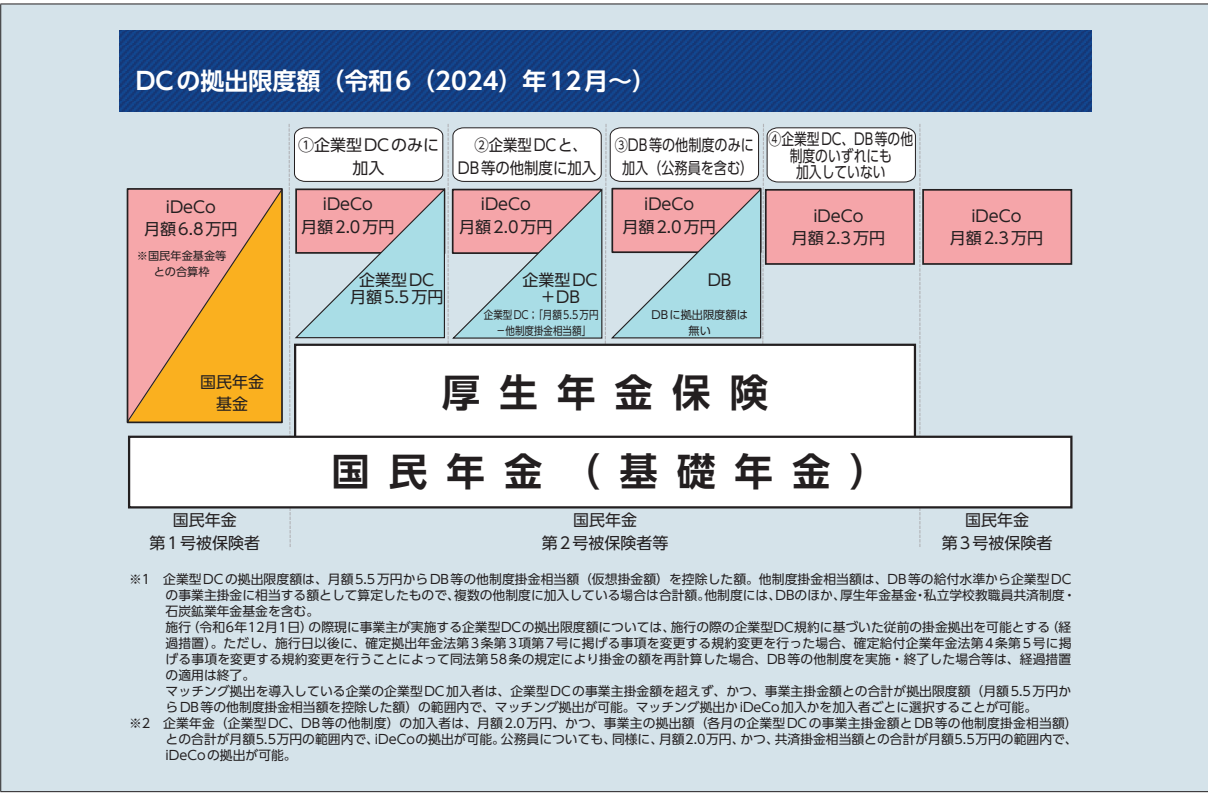
(2) 直近の法令改正と今後の課題

令和2年年金改正法の検討規定等や社会保障審議会企業年金・個人年金部会（以下「企業年金・個人年金部会」という。）での議論を受け、「令和3年度税制改正の大綱」（2020（令和2）年12月21日閣議決定）において、DCの拠出限度額について、DB等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に見直すこととし、2024（令和6）年12月1日から施行された。（図表4-1-7）。

- ① DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額（現行：月額2.75万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額（現行：月額1.2万円）を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額（月額2万円を上限）

とする。

図表 4-1-7 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額



また、企業年金・個人年金部会において、2023（令和5）年4月から私的年金制度について議論を行い、2024年12月27日に「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を取りまとめた。さらに、「令和7年度税制改正の大綱」（2024年12月27日閣議決定）において、以下のとおり、企業型確定拠出年金（企業型DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）等の拠出限度額の引上げやiDeCoの加入可能年齢の引上げ等の見直しを行うこととされた。

（主な見直しの内容）

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引き上げる（現行：月額5.5万円）。
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円（企業年金加入者については月額6.2万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額）に引き上げる（現行：月額2.0万円又は2.3万円）。
- 第1号被保険者の拠出限度額（iDeCoと国民年金基金で共通）を月額7.5万円に引き上げる（現行：月額6.8万円）。
- iDeCoについて、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、iDeCOの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCOに移換できる者であって、老齢基礎年金及びiDeCOの老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。

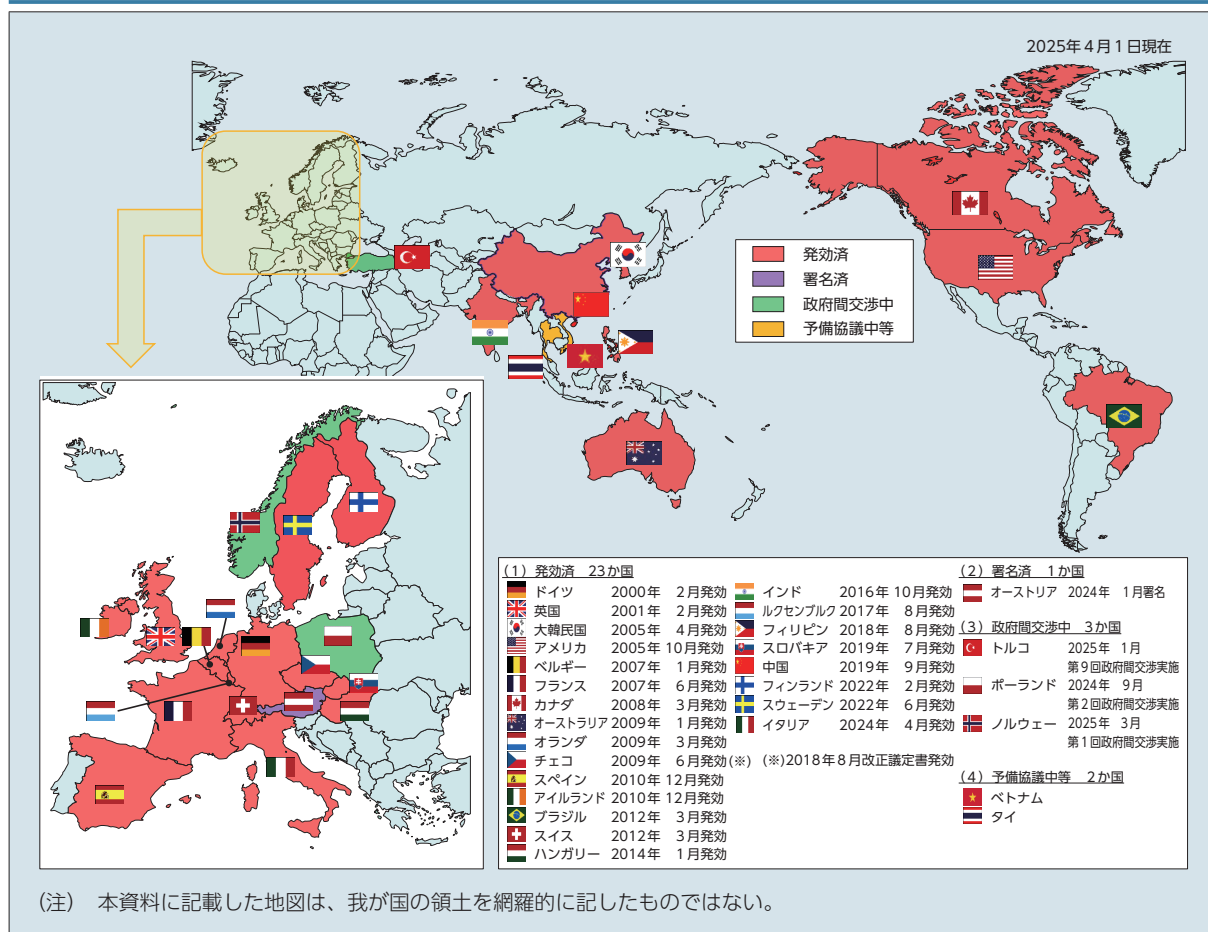
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

その上で、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢の上限の70歳未満への引上げ等を盛り込んだ令和7年年金改正法案を第217回国会に提出した。

3 社会保障協定の締結

海外在留邦人等が日本と外国の年金制度等に参加し保険料を二重に負担することを防ぎ、また、両国での年金制度の加入期間を通算できるようにすることを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。現在、23か国との間で協定が発効しており、トルコ、ポーランド、ベトナム、タイ及びノルウェーとの間で協定の締結に向けた交渉又は協議を行っている（図表4-1-8）。

図表4-1-8 社会保障協定の締結状況



我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国とその相手国との二国間関係や社会保障制度の違いなどの様々な点を総合的に考慮した上で、優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府として、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していく。

第2節 公的年金の正確な業務運営

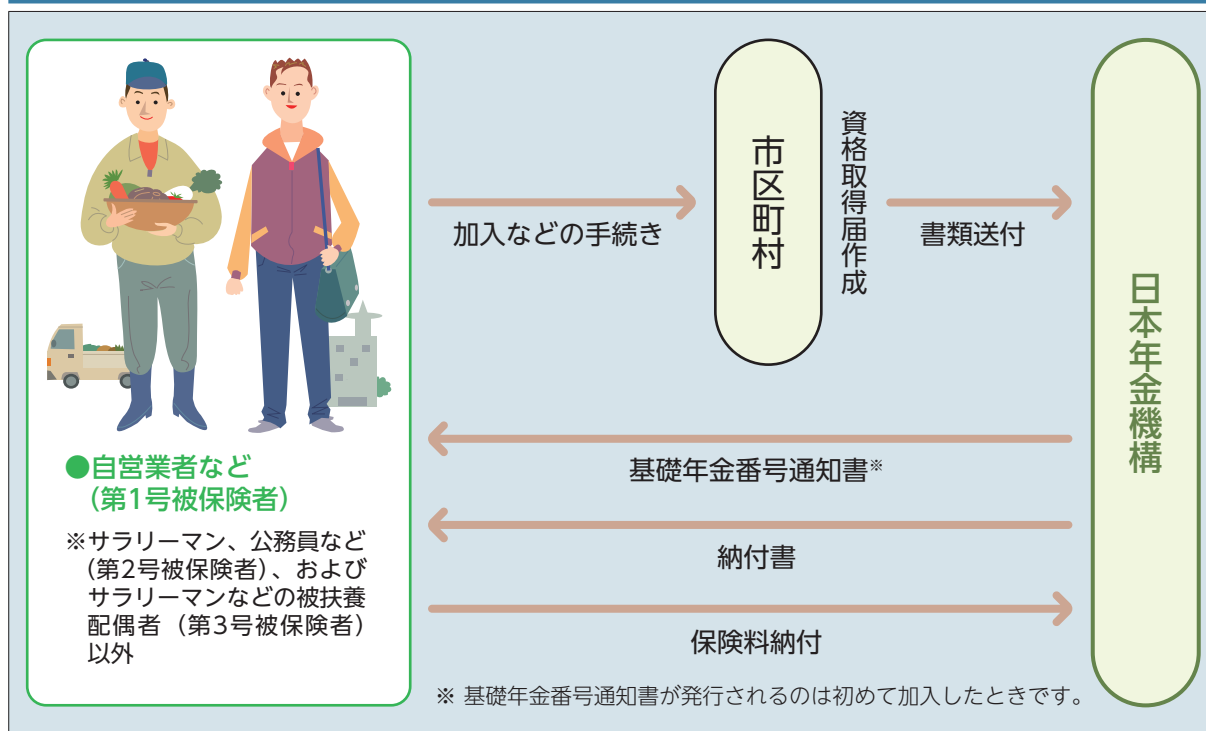
1 日本年金機構について

日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、厚生労働大臣が定めた中期目標や日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2024（令和6）年度からは、第4期中期目標（対象期間：2024年4月1日から2029（令和11）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

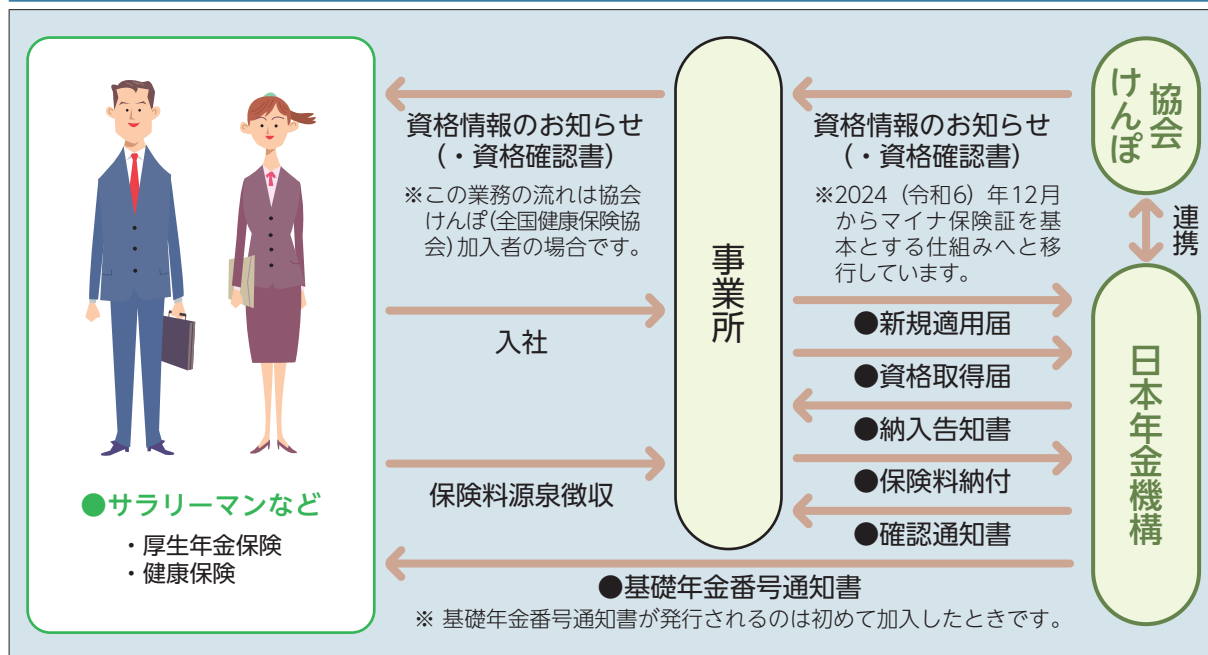
2 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（[図表4-2-1](#)、[図表4-2-2](#)）。

図表4-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表 4-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



(1) 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付対策については、これまで納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替やクレジットカード納付、コンビニでの納付の促進、スマホ決済アプリでの納付の導入等による保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。2023（令和5）年度における最終納付率（2021（令和3）年度分保険料）は、前年度から2.4ポイント増の83.1%^{*8}となり、2010（平成22）年度分保険料から11年連続で上昇している。

また、国民年金保険料納付率の更なる向上を図るため、納付督促や免除勧奨などの対策を効率的・効果的に実施しており、負担能力がある方には督促状等を段階的に送付し、納付しない方については、滞納処分を実施しているほか、国税庁への強制徴収委任制度の活用など、収納対策の強化を図っている。

厚生年金の適用促進については、国税庁から提供されている法人の源泉徴収義務者情報に加えて雇用保険被保険者情報等を活用して適用すべき事業所を把握し、効率的・効果的な加入指導を実施している。また、適用事業所に対する事業所調査については、優先度等を踏まえ対象事業所の選定を行い、様々な手法を組み合わせ、各種届出が適正に行われているか、計画的に調査を行っている。

(2) 年金給付業務や年金相談業務の実施

年金の給付については、年金受給にできる限り結びつけていくための取組みとして、受給権者の申請漏れを防止するため、年金受給開始年齢に到達する直前及び繰下げ受給の上限年齢である75歳に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない66歳から74歳までの方（1952（昭和27）

^{*8} 国民年金保険料は過去2年分の納付が可能であり、上記の数値は2021年度分保険料の過年度に納付されたものを加えた納付率（最終納付率）。

年4月2日以降生まれの方に限る。) に対して、毎年、各年齢に到達する直前に年金見込額のお知らせを送付する等の取組みを行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、週初めの開所日の受付時間延長、毎月第2土曜日の開所とともに、混雑時の相談ブースの増設や年金相談職員の配置等の対策に取り組んでいる。また、ねんきんダイヤルを開設するとともに、全ての年金事務所において予約制を実施しており^{*9}、さらに、老齢年金請求、障害年金、遺族年金・未支給年金の請求に関する相談や手続については、インターネットから年金相談予約を受け付けている。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの設置、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報をわかりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

(3) デジタル化への対応等

年金関係の手続については、マイナポータルやe-Govを活用し、電子申請や電子送付の推進に取り組んでいる。

事業所の社会保険関係の手続は、紙媒体やDVDなどの電子媒体による申請の他、電子申請が可能となっている。厚生年金の適用事業所が行う手続については、紙や電子媒体による申請よりも処理が早いなどのメリットもあることから、主要な手続^{*10}における電子申請の利用割合は、本格的に利用促進に取り組む前の23.0%（2019（令和元）年度）から73.6%（2024（令和6）年9月末）に大幅に上昇している。また、e-Govの電子送達機能を活用し、これまで日本年金機構から事業所へ紙で郵送していた保険料額や増減内訳等の情報をデータ形式で定期的に送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を2023（令和5）年1月から開始した。さらに、2024年1月からは、口座振替による保険料納付を行う事業所に郵送していた「保険料納入告知額・領収済額通知書」について、電子送付を開始している。

一方、個人の手続に関しては、2024年6月から年金の未加入期間がないなど一定の条件を満たす方を対象に、「老齢年金請求書」のマイナポータルからの電子申請を可能とした。さらに、2025（令和7）年1月からは年金を受けている方の手続に関する電子申請サービスの対象を拡大しており、紙の届書を郵送する手間や切手代が不要になるといった利便性から、多くの方に利用されている。

さらに、国民年金保険料について、現在の口座振替やクレジットカード納付に加え、2023年2月からスマホ決済アプリでの納付を可能としている。

^{*9} 予約率91.9%

^{*10} 健康保険・厚生年金保険被保険者に係る資格取得届、資格喪失届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届、健康保険被扶養者異動届および国民年金第3号被保険者関係届の7手続

(4) ねんきんネットとねんきん定期便について

1 「ねんきんネット」の機能改善と利用促進

日本年金機構において、ご自身の年金記録などをパソコンやスマートフォンで24時間いつでも手軽に確認できる「ねんきんネット」のサービスを提供している。「ねんきんネット」では、お客様サービスの向上を図るため様々な機能を提供しており、現在と今後の働き方や収入、期間等の条件を設定した場合の年金見込額の試算や、電子版の通知書の閲覧、持ち主（亡くなられた方を含む。）が不明となっている記録の検索などを行うことができる。「ねんきんネット」は、マイナポータルと認証連携を行うか、日本年金機構のウェブサイトアクセスし、ユーザIDを取得することで利用が可能となり、利用者数は2025（令和7）年3月末現在、約1,356万人と増加が続いている。

また、2025年1月から、利便性向上を図るため、ねんきんネットにおいて、個人向けのオンラインサービスの拡充を行っている。

2 「ねんきん定期便」の見直しについて

国民年金・厚生年金の全ての被保険者へ毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付している。また、ねんきんネットでは電子版「ねんきん定期便」を確認することもできる。「ねんきん定期便」においては、引き続き記載内容を見やすくわかりやすくし、公的年金制度のポイントを周知するため、年金受給を繰り下げた場合の年金見込額の増額イメージ図を表示するほか、繰下げ制度についてより丁寧な情報提供等を行っている。

3 年金記録問題への取組みとご自身による年金記録確認の推進

年金記録問題について、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた結果、約5,095万件の未統合記録のうち、約3,419万件（2025（令和7）年3月現在）の記録が解明された。

また、「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号）において創設された、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続について引き続き実施している。

(1) 未解明記録の解明のための取組み

未解明記録の解明に向けて、「ねんきん特別便（名寄せ特別便）」等の未回答者に対し、再度「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付している。

また、年金記録を正確に管理するためには、ご本人にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。そのため、毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」では、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金の標準報酬月額等をお知らせしている。また、節目年齢の方には封書形式で全ての年金記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいている。一方、「ねんきんネット」では、いつでもご自身の最新の年金記録が確認可能であるほか、持ち主不明記録検索機能の更なる利用促進に向けて、2024（令和6）年6月に、スマホ専用画面の新設を行った。

(2) 年金記録の訂正手続

年金記録の訂正請求がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正・不訂正等の決定を行う。地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消しを求める訴訟を提起することが可能である。

2024（令和6）年12月末時点で年金事務所が受け付けた訂正請求の件数は、制度発足以来累計で約5万1千件となっている。受け付けた件数のうち、約4万9千件の処理が完了しており、約4万件の年金記録が訂正されている。

第3節 年金広報の取組みについて

年金制度の意義や役割、年金財政、各種手続等についての理解促進を図るため、様々な機会や媒体を活用し、情報の受け手の属性やライフスタイル等に応じた情報発信を行っている。

また、年金広報について技術的な助言を得ることを目的として、有識者等からなる年金広報検討会を開催（2024（令和6）年度は1回開催）し、各種の年金広報の充実に反映させている。

1 年金教育教材の開発や学生との年金対話集会等の開催

厚生労働省では、小学生向け年金教育図書（年金漫画）^{*11}や若年層を対象とした年金教育動画^{*12}により、若い時から年金制度を認識してもらうことを目的として、若年層の関心を引き出すような広報に取り組んでいる。これらの年金広報・教育の取組みが国際的に高く評価され、2022（令和4）年2月にはISSA^{*13}アジア・太平洋特別優秀賞を受賞した。2023（令和5）年度においては、若年層に向け、キャリアプランに応じた年金額の変化を題材とした、人気YouTuberとのコラボレーション第4弾となる年金クイズ動画を制作した。

また、2023年度にこれらの年金クイズ動画を活用した中高生向け年金教育教材を制作し、中学校、高等学校の授業において利活用できるよう、2024（令和6）年度から公開した厚生労働省ホームページの特設サイトに掲載した。

さらに、学生に年金について考えてもらうとともに、学生からの意見や指摘を今後の年金行政に活かしていくことを目的として年金対話集会を開催している。2024年度はデザインやアニメーション等を加えた分かりやすい講義資料を活用し、37回（大学・大学院19回、高校18回）開催した。

日本年金機構では、公的年金制度に対する正しい知識と理解を深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、自治体、地域の関係団体、年金委員と連携し、地域、企業、教育の場などにおいて、年金制度説明会や年金セミナー等（Web会議を含む。）を実施し、地

* 11 「年金のひみつ」学研キッズネット：<https://kids.gakken.co.jp/himitsu/library-social001/>

* 12 人気YouTuberによる年金クイズ動画：<https://www.youtube.com/watch?v=dRAatyKWUil&t=130s>

* 13 国際社会保障協会（International Social Security Association）

域に根ざした周知・啓発活動に取り組んでいる。



「年金のひみつ」学研キッズネット



人気YouTuberによる年金クイズ動画第4弾

2 個々人の年金の「見える化」について

①令和2年年金改正法をわかりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、2022（令和4）年4月に公的年金シミュレーターを公開した。ねんきん定期便の二次元コードを読み取ることなどにより、将来受け取る年金額を簡単に試算することが可能で、公開から2年で600万回以上試算された。

また、2024（令和6）年1月に在職定時改定の試算機能を追加し、試算結果の表示を開閉可能とする改修を行った。

さらに、2024年12月にはISSAのアジア・太平洋地域社会保障フォーラムにおいて、ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024の特別優秀賞を受賞した。



改修後の公的年金シミュレーターの試算画面イメージ

3 年金エッセイの募集

日本年金機構において、公的年金制度の普及・啓発活動の一環として、公的年金をテーマにエッセイを募集し、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞等の作品を選定している。

4 社会保険適用拡大に関する広報について

社会保険の適用拡大を進めていくためには、社会保険加入のメリットや増える将来の年金額などを従業員個々人に丁寧に説明することが重要となる。中小企業が対応方針の立案や従業員への丁寧な説明を十分に行えるようにすることを目的として、2021（令和3）年2月に社会保険適用拡大特設サイトを開設した。2024（令和6）年4月には、従前の社会保険適用拡大特設サイトを拡充し、適用拡大を推進する実践的なコンテンツとして、人事労務管理者向け手引き、従業員向けチラシ、説明動画（ショート動画、5分動画）を公開した^{*14}。さらに、2024年12月には、社会保険適用拡大特設サイトが、ISSAのアジア・太平洋地域社会保障フォーラムにおいて、



制度改正に関する広報物

* 14 社会保険適用拡大特設サイト：<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

ISSA Good Practice Award Asia and the Pacific 2024の優秀賞を受賞した。

また、企業・従業員の双方に改正内容と意義が理解されるよう、事業所や事業者団体からの依頼により、事業主・従業員の方向けの説明会や相談に対応する社会保険労務士等の専門家を派遣する専門家活用支援事業等を実施している。

5 「年金の日」について（11月30日）

厚生労働省と日本年金機構では、「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」と定め、その趣旨に賛同いただいた団体等と協働した取組みにより、「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけている。また、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度に関する様々な普及・啓発活動を行っている。